

【新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口業務について】

- ・新型コロナウイルス感染症対策(一時支援金等)相談日は下記の通りとなります。
- ・予約制になっております。事前に日程を電話予約頂きますようお願い致します。

◎相談日

5月10日、12日、17日、19日、24日、26日、27日、31日

※時間・・・午前10時～午後4時

所要時間は、1事業者様1時間程度を見込んでおります。
混雑状況により、1時間で打ち切らせていただくことがあります。



◎持ち物

事業所様ごとに異なりますので、事前に電話にてご確認下さい。
詳細は、羽生市商工会までご連絡下さい！ TEL:048-561-2134